議事要旨(2) 2015 年 10 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、2015 年 10 月開催会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)への対応について、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、関口常勤委員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

アジェンダ協議

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - リサーチプログラムの各プロジェクトの重要性及び緊急性の配置については、どのプロジェクトを優先していくべきかという質問の意図に沿って、コメントをした方が良いと考える。現状のコメント案の記載方法では、基本財務諸表や引当金も積極的に取り組んで欲しいと主張していると受け止められかねない。優先順位が低いものは記載から削除するよう記載方法には留意が必要であると考えている。

  ある委員より、次のコメントがあった。
  - アジェンダ協議の頻度が3年から5年に変更することに同意するとしても、ASAF会議やIFRS-ACを通じて、IASBが各国のニーズを適時に把握できる体制になっていることを確認する必要があると考えている。

  ある委員より、次のコメントがあった。

  - アジェンダ協議を経ずとも基準設定プロジェクトを行い得る旨について明らかにするというコメント案の具体的な内容を確認したい。

  これに対して、事務局より、次の回答がなされた。
  - アジェンダ協議の頻度が5年に変更された影響として、アジェンダ協議を通さないと基本的には新しいプロジェクトを実行しないと決定してしまった際に、今後、日本として何も提案出来なくなるという状況を避けることを趣旨としたコメントである。

持分法

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - FASBが進めているベーシス差異の簡素化については、方向性自体に異論はないものの、持分法の意義の明確化が必要であり、持分法の適用の仕方などを含めて更なる議論をする必要があると考えている。同じ持分法でも20%から50%のレンジ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

があり、状況や出資割合などにより、入手される情報量に格差が生じる。そのため未実現利益などの情報が取りづらいという懸念や投資先としての情報しか入ってこないような点が懸念として挙げられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - ベーシス差異の簡素化については、案件によっては高いプレミアムを支払うケースが想定され、その場合、現行基準の識別可能資産相当額は、償却されずにのれんとして残り、数値的に与える影響も大きくなると考えられる。本提案がそのようなケースを考慮して提案されているかを確認したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - FASBの提案は、これまでの現行基準で識別可能資産相当としていた部分がのれん相当となり、のれんの金額が大きくなる。単純に簡便法ということだけではなく、全く違う方向性を目指す思惑があるのではないかという懸念も感じられる。簡素化だけを目的とした公開草案になっているかを確認したい。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。